

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書（案）

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなすものであるが、制度設計された当時と比べ加入者層が大きく変わり、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加している。しかし、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料は上がり、支払いが困難となっている世帯が増えている。

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金並びに被保険者の支払う保険料である。被用者保険の事業主負担に相当するものがないため、国庫負担が定められているが、この国庫負担率を引下げたことが、医療給付費の増加とともに、保険料が高くなった大きな要因である。

昭和 59 年に国庫負担率が総医療費の 45 パーセントから 38.5 パーセント（保険給付費の 50 パーセント）に引き下げられ、その後も更に引き下げられている。

その結果、現在の市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担割合は、30 パーセント以下といわれている。日田市においては、平成 22 年度国民健康保険特別会計歳入予算に占める国庫負担（国庫支出金）の割合は、28 パーセントとなっている。

よって、政府におかれては、国庫負担の引下げが保険料を押し上げる結果となっていることを踏まえ、国民健康保険制度を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担を増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 24 日

日 田 市 議 会